

# 特定免許状失効者管理システムの活用状況について

令和8年1月7日（水）  
知事定例記者会見資料

《教育委員会について》

教育委員会事務局 教職員課 南、寺尾  
(内線64821、64822)

《幼保連携型認定こども園について》 こども・女性局 こども保育課 中川、山本  
(内線61541、61543)

《私立学校について》

こども・女性局 教育振興課 森本、関戸  
(内線 61241、61242)

# 特定免許状失効者管理システムの活用状況について

## 特定免許状失効者管理システムとは

- 「教育職員等による児童生徒性暴力等の防止等に関する法律」に基づき、国が構築
- 過去に児童生徒性暴力等などで処分を受け、免許状を失効等した教育職員等<sup>(※1)</sup>にかかるデータベースであり、令和5年4月1日から稼働
- 学校<sup>(※2)</sup>の教育職員等を任命又は雇用しようとするときには、当該システムを活用し、免許状が失効したことがあるのかを確認することが、採用権者の義務

※1 教育職員等：校長、教頭、教諭、保育教諭、講師等

※2 学校：幼稚園、幼保連携型認定こども園（保育士は別システムを活用）、小学校、中学校、義務教育学校、高等学校、特別支援学校

# 特定免許状失効者管理システムの活用状況について

## 本県におけるシステムの活用状況 (文部科学省調査 令和7年8月1日時点)

○県全体の活用率は全国平均を上回っているものの、約40%と低調であり、システムの活用が進んでいない状況

採用権者	学校種別	常に活用している(A)	活用していないケースがあった	全く活用していなかつた	ユーザー登録すらしていなかつた	(団体数)	
						計(B)	活用率(A/B)
県教育委員会 (県費負担職員)	公立学校 (小・中・高・特支等)	1	0	0	0	1	100.0%
市町村教育委員会 (市町村費負担職員)	公立学校 (幼・小・中・高等)	18	6	3	8	35	51.4%
市町村	公立幼保連携型認定こども園	6	1	1	7	15	40.0%
学校法人等	私立学校 (幼・小・中・高、幼保連携型認定こども園等)	21	5	9	30	65	32.3%
県計		46	12	13	45	116	39.7%

※ システムを利用するには、利用する職員をユーザー登録する必要がある。

(全国平均 30.6%)

※ 母数には、システム構築以降、採用等を行っていない（システム活用の機会がなかった）団体を含んでいない。

# 特定免許状失効者管理システムの活用状況について

## 今後の対応

- 調査時点で適切にデータベースを活用していなかった団体すべてが、今回の国調査を経て、今後はデータベースを活用することに同意
- 県としても、今回の調査結果を受け、全ての採用権者に対して、改めて活用の徹底について昨年末に通知
- 今後も定期的に、教育職員等の採用においては、全ての採用権者が、法律に則りデータベースを活用するよう、働きかける予定